



第4次 寒河江市 地域福祉活動計画

社会福祉法人

寒河江市社会福祉協議会

はじめに

令和3年度から令和7年度までを計画期間とする『第3次寒河江市地域福祉活動計画』は、コロナ禍でのスタートとなり、令和5年5月に第5類感染症に移行されるまでは活動が思うように進められない状況にありました。それでもこの5年間は、地域のなかで孤立する人を出さないことに重点的に取り組みました。とりわけ各地区社会福祉協議



会や町会長連合会、民生委員児童委員協議会、地域福祉推進員などのみなさんの熱心なご協力により、「地域見守りネットワーク事業」を推進することができました。また、「みんなの居場所づくり事業COCO&」の立ち上げや地域包括支援センターを中心にした高齢者の総合相談支援の拡充等に努めてきました。

今、一段と進む人口減少と少子高齢化に加えて単身世帯が増加し、家族の形や地域の姿が大きく変わる中で、地域生活課題はより多様化し重くなってきています。今こそが、同じ地域に暮らす人たちが世代を越えてつながりあい、お互い様の心で支えあい助けあって豊かに暮らす持続可能な地域づくりのための正念場と言えます。

これらを背景に、各地区社会福祉協議会と意見を交換し、寒河江市が策定する『寒河江市地域福祉計画』との関連を図ることに努めるとともに、関係団体等の代表者と協議を重ねながら、ここに今後5年間にわたり本会の指針となる『第4次寒河江市地域福祉活動計画』を策定しました。こうした経過をたどる中で基本に据えたのは、「住民主体の理念」と「ともに生きる地域社会」という2つの考えです。これらより本計画の基本理念を『住民が主体となり、ともに生きる豊かな地域社会の創造』とし、実現のための基本目標を3つ設定いたしました。

寒河江市社会福祉協議会は、これまで同様「人と人、組織をつなぎ、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり」というテーマを掲げ、役職員が一つのチームとして、住民主体の活動を推進して支えていく決意を新たにしております。本計画の推進の先に、子どもから高齢者まで寒河江市民のだれもが笑顔でつながりあう地域社会の実現があるとの願いをもって、寒河江市や地区社会福祉協議会をはじめとする関係団体やボランティアのみなさん、わたしもやってみようというみなさんと一緒になって進めて参ります。

結びに、計画策定について熱心にご指導いただきました福島学院大学の関靖男先生、そして真摯にご検討いただきました長岡芳美委員長はじめ本計画策定委員のみなさんに心から感謝申し上げますとともに、計画の実現に向けて市民のみなさんのご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

令和8年3月

社会福祉法人 寒河江市社会福祉協議会 会長 工藤 正年

I	第4次寒河江市地域福祉活動計画策定の背景	
1	第3次寒河江市地域福祉活動計画の評価	1
2	地域の現状・課題と社協に求められる役割	2
II	第4次寒河江市地域福祉活動計画策定にあたって	
1	計画策定の目的	4
2	計画策定の経緯	
3	地域福祉活動計画と地域福祉計画	
4	計画の推進期間	
5	計画策定の基本的な考え方	
6	計画策定の基本的な方向性	5
7	計画推進のために	6
III	第4次寒河江市地域福祉活動計画の構成	
1	基本理念「住民が主体となり、ともに生きる豊かな地域社会の創造」	7
2	基本目標	
3	推進項目（具体的な取組）	8
4	各年度の事業計画	
5	計画の体系図	
IV	基本目標・推進項目（行動目標）	
	基本目標1 【ともしながり支えあう地域づくり】	
	○ 地域を支える地区社協、住民、団体の活動を広げよう	
	推進項目1 地区社協の取り組みの推進	9
	推進項目2 地域福祉活動を支える地域の活動者等と協働の促進	
	推進項目3 地域づくり活動の組織化と支援	10
	推進項目4 ライフステージに応じた福祉の心を育む機会づくり	
	基本目標2 【ともしながり支えあう仕組みづくり】	
	○ 安心してその人らしく生活するための包括的な支援体制をつくろう	
	推進項目1 市社協の専門性を強化するためのネットワークの構築	11
	推進項目2 地域生活課題等に関する支援の充実	
	推進項目3 地域の困りごとをみんなで解決する町内会・隣組による支えあい活動の支援	12
	推進項目4 地域住民等による福祉活動・ボランティア活動等の推進	
	基本目標3 【ともしながり支えあう基盤づくり】	
	○ 地域福祉を推進するための基盤を強化しよう	
	推進項目1 公的財源の確保と自主財源の開発	13
	推進項目2 市社協のもつ使命、機能の周知と普及	
	推進項目3 寄付文化の醸成を目的とした募金活動の促進	
	推進項目4 住民活動を支え、新たな活動を作り出す助成の推進	14
V	資料編	
1	策定関係者	
2	策定経過	15

I 第4次寒河江市地域福祉活動計画策定の背景

1 第3次寒河江市地域福祉活動計画（以下、第3次計画）の評価

本計画は、令和3年度からの5年間における寒河江市社会福祉協議会（以下、市社協）の事業・活動の根拠となるものでありましたが、コロナ禍での参集を回避せざるを得なかったことなどにより、策定会議や評価会議を開催して協議することができませんでした。そのため、地区社会福祉協議会（以下、地区社協）や関係団体等とのコンセンサスが不十分な計画となっていました。市社協職員による自己評価（○：成果、△：課題）は、以下のとおり。

(1) 基本目標1「啓発や奨励活動等による、一人ひとりが行動する機運づくり」について

①「めざす地域福祉活動の醸成」について

- コロナの5類への移行を受けて、地区社協や福祉団体等との意見交換会を実施することができました。
- 市社協の事業・活動を広く市民に発信する『愛さぽーと』を年3回発行していましたが、令和6年度からは共同募金に関する内容を別発行にして、実質1回増刊することができました。

②「次代につなぐ活動の推進」について

- △ 子育て活動の殆どが指定管理の「寒河江市子どもセンター」の中心事業ととらえ、市社協としての事業を実施しませんでした。
- △ 健康長寿に関する講演会は開きましたが、そこから関係者等と具体的な調査・検討まで進めるに至りませんでした。

(2) 基本目標2「困っている人や地域生活課題等を把握し、支援や解決ができる、安全・安心な地域づくり」について

①「市社協、地区社協等の機能充実」について

- 地区社協の代表者から取組みを発表していただいたり、市社協の事業等を説明したりする機会をコロナ禍で十分ではありませんでしたが、開催時期等を変更しながら継続することができました。
- △ 新型コロナウイルス感染症の流行やその後の事業見直し等により、地区社協との新たな協働体制や新たな支援制度について検討する場を設定できませんでした。

②「つながりを活かした生活支援の推進」について

- 令和4年度より、地域見守りネットワーク事業での見守り対象を高

齢者に加え、障がいを抱える方や子どもを含めることができました。

△ 生活不安に対する相談業務は従前どおり行いましたが、外国人、災害避難者に特化して支援を行う事業は、人員を配置できず実施できませんでした。

③「災害の備えから始める安全・安心の確保」について

○ 市の防災計画に基づき、地区社協における「連絡体制づくり」を念頭に訓練や研修を実施することができました。

○ 災害ボランティアセンター運営協力員を 29 人から 62 人に増やし、災害時のネットワーク化に向けた体制整備に努めることができました。

(3) 基本目標3「多くの人が地域活動に参加する、活力ある参加型社会づくり」について

①「団体活動による地域活動の推進」について

○ 老若男女を問わず、介護予防、社会貢献、学習等を目的に多くの人に参加できる集いの場を通して、令和6年度に「COCO&」を立ち上げることができました。



△ 地域で活動する団体のあり方や支援方法に関する団体活動の指針等を作成する計画でしたが、その後、団体の支援等のあり方についてはニーズに応じることを基本としたため、実施しませんでした。

②「地域を支える人材の発掘・育成」について

○ 社会貢献をめざす人や団体の活動の情報収集に努め、援助を求め人等とマッチングし、情報提供や研修を実施しました。

△ 時間的に限定的な地区社協等との協議の場は、地域課題等を中心に据えることが多く、ボランティア以外に地域を支える人材について時間を割くことができませんでした。

2 地域の現状と社協に求められる役割

(1) 地域の現状

市社協は、令和7年7月から8月にかけて、市内8つの地区社協との意見交換会を実施しました。多くの地区で話題となった点は以下のとおりです。

- コロナ禍明けを期に地域の行事を再開することができました。
- 見守りネットワーク事業に関する研修を通して、以前より見守り活動が機能するようになりました。

その中で課題として挙げられたものは、大きく2つに分類されました。

①人材・連携等に関する課題

- △ 地域社会を支える担い手が不足している。
- △ 関係機関・専門職等との連携に必要な情報が不足している。

②支援・サービス等に関する課題

- △ 高齢者や障がいをもつ住民とそれを支える家族、引きこもりや不登校の子どもとその親への生活支援がもっと必要である。
- △ 孤独・孤立を防ぐための社会参加を促す方策がもっと必要である。

(2) 社協に求められる役割

全国社会福祉協議会は、令和7年3月に『社会福祉協議会 基本要項 2025』を策定しました。その中で、これからの社会福祉協議会に求められる役割をとおして、右の4点が挙げられています。

- (1) その人らしい暮らしを地域で支える
- (2) 住民主体の地域づくり
- (3) 協議体としての機能を地域福祉に活かす
- (4) 地域福祉を推進する団体としての責任と行政とのパートナーシップ

さらに、市区町村社会福祉協議会が果たす機能として次のとおり提示されています。

- (1) 住民や地域の関係者による福祉活動、ボランティア・市民活動の推進
- (2) 組織化、連絡調整
- (3) 福祉活動・事業の企画・実施、支援
- (4) 相談支援
- (5) 権利擁護
- (6) 調査・研究、計画、ソーシャルアクションの実施
- (7) 福祉教育の推進
- (8) 地域福祉を支える活動者・従事者の育成と協働の推進
- (9) 災害時等の支援
- (10) 地域福祉の財源確保及び助成の実施

Ⅱ 第4次寒河江市地域福祉活動計画策定にあたって

1 計画策定の目的

少子高齢化、人口減少、地域コミュニティの変化を背景とし、地域生活課題の多様化・複雑化への適切な支援が行える地域づくりと体制づくりが求められています。

そこで、市社協のテーマ「人と人、組織をつなぎ、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり」の理念や地域の現状・課題と社協に求められる役割、第3次計画の評価を踏まえ、地域生活課題を早期に発見、支援が行える地区社協の活動強化を基本として、市社協と関係機関・団体、そして住民が一体となり、住民主体での地域づくりをめざして本計画を策定します。

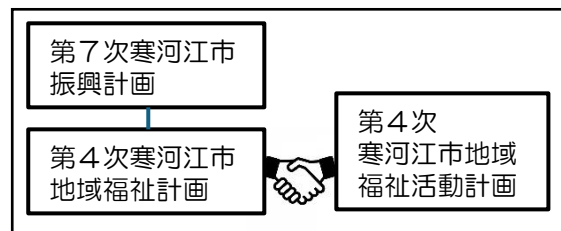
2 計画策定の経緯

本計画は、第3次計画の評価、令和7年7・8月に市社協が実施した8地区社協との意見交換会等を通して明確になった課題等を踏まえ、令和7年10月から策定委員会を開催し、委員の意見をもとに事務局内で検討を重ね策定しました。

また策定にあたり、大学講師をアドバイザーとして委嘱し、専門的な見地から助言を受けながら策定を進めました。

3 地域福祉活動計画と地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法に基づき市が策定する計画であり、地域全体の福祉の推進に向けた「基本方針・方策・仕組み」を定める目的で策定され、地域課題への包括的対応を図ります。



地域福祉活動計画は、市社協が主体となり策定する計画で、地域住民やボランティア団体等の民間主体の実践的な活動内容を定める目的で策定され、地域福祉計画の実現を支援します。

両者相互に補完しあい協働することが「車の両輪」に例えられます。

4 計画の推進期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間

5 計画策定の基本的な考え方

前述の内容を踏まえ、「住民主体の理念に即した活動の強化」及び「とも

に生きる豊かな地域社会の創造」の2つを基本的な考え方としました。

(1) 住民主体の理念に即した活動の強化

寒河江市に居住しているだけでなく、在勤・在学者等を含む住民に中心を置くとともに、住民の困りごとだけでなく、「誰かの役に立ちたい」「安心して暮らせる地域を作りたい」などの思いや希望を含む住民のニーズに基づき、住民の主体形成と組織化を基礎として計画を策定します。

※ 主体形成とは、多様なニーズや価値観を持つ住民や地域の関係者が出会い、対話や協議を通じて地域生活課題に関心を持ち、自ら考え、行動するよう支援する取組みのこと。

※ 組織化とは、協議や協働の促進、連絡調整、社会資源の開発等を含む一連の取組み。

(2) とともに生きる豊かな地域社会の創造

住民一人ひとりが協働し、日々ともに支えあって、生活における楽しみや生きがいを見出し、生活上のさまざまな困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心して、その人らしい生活を送ることができる寒河江市を創造していきます。

そのために、民生委員・児童委員、ボランティア、町内会等の住民組織、老人クラブ、NPO、社会福祉法人、福祉施設・事業所、企業・商店、教育（小中学校・高校等）、保健・医療、市、司法書士等、あらゆる関係者と協働していきます。



6 計画策定の基本的な方向性

計画策定の基本的な考え方を基に、策定の基本的な方向性を次の4点としました。

(1) 地区社協の活動に重点を置いた地域づくりの推進

市社協は、地区社協における活動に重点を置き、地区社協が地域の実情に応じた地域づくりが行えるように支援します。

(2) 住民の福祉活動への参加促進

子どもから高齢者までボランティア体験や座談会等を通じて、福祉を学び合う環境をつくります。

(3) 多様なネットワークの構築による包括的な支援

地域や要支援者のニーズに応じた福祉サービス等を提供できるように、関係者・団体と重層的かつ効果的に連携・協働して包括的に支援を行います。

(4) 権利擁護の推進

相談支援を通じて、日常生活自立支援事業や成年後見制度の適切な利用を促進します。

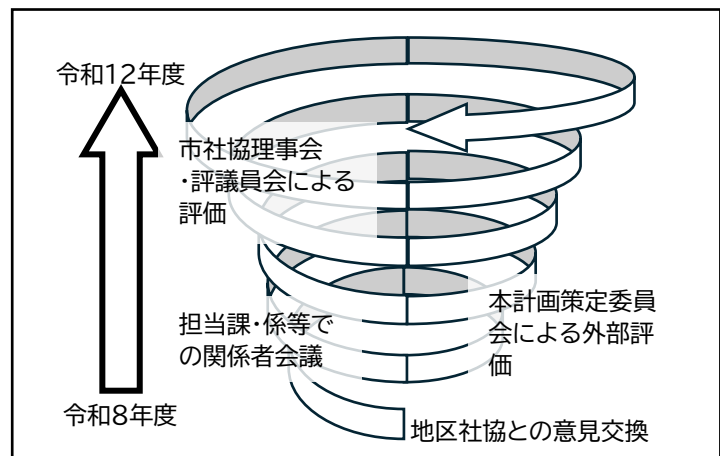
7 計画推進のために

(1) 計画の周知及び普及啓発

- ① 市社協ホームページに計画の内容をアップロードします。
- ② 広報誌「愛さぽーと」での計画内容、具体策、活動事例等を紹介する記事を掲載します。
- ③ 概要版リーフレットを作成して、各地区等で開かれる会議等の際に参加している方々に配付して説明します。

(2) 計画の進行管理と評価

本計画で掲げた目標の達成状況をはじめ、各種施策・事業の着実な実施のため、本計画策定委員による外部評価をもとに市社協職員の自己評価を行い、「市社協理事会」「市社協評議員会」による評価において、実施状況を点検・評価して必要な見直しを行いながら推進します。



また、毎年度の実施状況をもとに、結果をホームページ等で公表します。

Ⅲ 第4次寒河江市地域福祉活動計画の構成

1 基本理念

住民が主体となり、ともに生きる豊かな地域社会の創造

第3次計画の評価や地域の現状・課題、社協に求められる役割を踏まえ、基本理念を設定するにあたり、次の2点を基本的な考え方としました。

- 多様なニーズや価値観を持つ住民や地域の関係者等が対話や協議を通じて、地域生活課題に対して自ら考え、行動するための支援を強化します。
- 住民の協働による支えあいや地域生活課題の解決活動等を通して、生活における楽しみや生きがいを見出し、社会から孤立することなく安心してその人らしく生活できる地域づくりのための支援を強化します。

以上のことから、住民同士の主体的な助けあい・支えあいが活発な地域が、ともに生きる豊かな地域社会になるという願いを込めて、標記の基本理念としました。

2 基本目標

基本目標1【ともにつながり支えあう地域づくり】

地域を支える地区社協・住民・団体の活動を広げよう

ライフステージに応じて子どもから大人まで福祉の心を育む機会を得て、ともにつながり支えあう地域づくりの機運を高め、地区社協、住民、団体の活動を広げて地域を支えます。

基本目標2【ともにつながり支えあう仕組みづくり】

安心してその人らしく生活するための包括的な支援体制をつくろう

安心してその人らしく生活するための包括的な支援に必要なネットワークや支援体制を築き、福祉活動・ボランティア活動等を推進してともにつながり支えあう仕組みをつくりまします。

基本目標3【ともにつながり支えあう基盤づくり】

地域福祉を推進するための基盤を強化しよう

地域福祉を推進するための土台（人づくり・支援体制づくり・財源づくり等）を強化し、基本目標1と2を実現する基盤づくりを行っていきます。

3 推進項目（具体的な取組み）

基本目標ごとに4つの推進項目を設定して、各基本目標の達成をめざします。

4 各年度の事業計画

本計画に基づいた各事業を推進するために、各推進項目における取組み内容を今後5年間のめざす方向性とし、各年度の事業計画では具体的な取組み・事業として反映し、実施していきます。

5 計画の体系図

<基本理念>

住民が主体となり、ともに生きる豊かな地域社会の創造

<基本目標1>

【ともにつながり支えあう地域づくり】
「地域を支える地区社協・住民・団体の活動を広げよう」

推進項目1

地区社協の取組みの推進

推進項目2

地域福祉活動を支える地域の活動者等と協働の促進

推進項目3

地域づくり活動の組織化と支援

推進項目4

ライフステージに応じた福祉の心を育む機会づくり

<基本目標2>

【ともにつながり支えあう仕組みづくり】
「安心してその人らしく生活するための包括的な支援体制をつくろう」

推進項目1

市社協の専門性を強化するためのネットワークの構築

推進項目2

地域生活課題等に関する支援の充実

推進項目3

地域の困りごとをみんなで解決する町内会・隣組による支えあい活動の支援

推進項目4

地域住民等による福祉活動・ボランティア活動等の推進

<基本目標3> 【ともにつながり支えあう基盤づくり】

「地域福祉を推進するための基盤を強化しよう」

推進項目1 公的財源の確保と自主財源の開発

推進項目2 市社協のもつ使命、機能の周知と普及

推進項目3 寄付文化の醸成を目的とした募金活動の促進

推進項目4 住民活動を支え、新たな活動を作り出す助成の推進

IV 基本目標・推進項目（行動目標）

基本目標の達成のために「推進項目」で方向性を示し、計画期間の5年間で実現する具体策を「行動目標」として掲げました。年度の事業計画と密接にかかわる指針とするとともに、評価項目として活用します。

基本目標1【ともにつながり支えあう地域づくり】

地域を支える地区社協・住民・団体の活動を広げよう

ライフステージに応じて子どもから大人まで福祉の心を育む機会を得て、ともにつながり支えあう地域づくりの機運を高め、地区社協、住民、団体の活動を広げて地域を支えます。



(1) 推進項目1 地区社協の 取組みの推進

各地区社協との意見交換を通して、地域生活課題を共有し、その解決・緩和に向けた具体的方策を市社協と一緒に考え、各地区社協の活動目標と活動方策を決めて取り組みます。

スケジュールとして、以下のように予定しています。

- 1 令和8年度に地区社協と市社協との懇談会を開催し、前年度の意見交換会で出された地域生活課題等についての現状を確認し、適切な活動目標の設定と解決・緩和に向けた活動方策の具体化について検討します。
- 2 令和9年度以降、各地区社協は、上記の活動方策の実施状況と目標達成度等について市社協と意見交換をします。
- 3 市社協は、各地区社協の活動目標の達成のために本計画の着実な実施と評価を行い、随時見直していきます。

(2) 推進項目2 地域福祉活動を支える地域の活動者等と協働の促進

- ① 市社協の市民福祉課、介護福祉課、地域包括支援センター（以下、包括センター）の専門機能を活用し、市社協の「地域福祉ワーカー」と協

働して福祉活動を推進します。

行動 目標	各地区社協との連携を深めながら相談窓口として機能するように、担当職員を市民福祉課に配置します。
----------	---

- ② 市社協が実施する地域の活動者やボランティアへの研修や相談を活用して、担い手育成と活動の質の向上を図ります。

行動 目標	担い手の活動の質的向上と実践力の育成を目的とした研修プログラムを開発します。
----------	--

- ③ 地域見守りネットワーク事業と包括センターの総合相談等との連絡調整機能の向上により、地区社協、町会、企業、福祉関係団体、行政等、地域の多様な関係者と重層的な連携・協働を推進します。

行動 目標	地域福祉に係る事業・活動の目的や手段等を整理し、町会や隣組のような小さな単位でモデル事業を実施します。
----------	---

(3) 推進項目3 地域づくり活動の組織化と支援

- ① 市社協による地区社協の運営経費等への交付金を活用しながら、地域福祉活動の質的向上と積極的な取組みをめざします。

行動 目標	活動内容や実績を評価する制度を導入し、その実績等に応じて加算額を交付する仕組みを構築します。
----------	--

- ② 地域住民自らが地域の課題を発見、解決・緩和を図り、住民の主体形成と組織化をめざす事業を推進します。

行動 目標	地域の担い手不足に対応できる組織的基盤を構築するために、次代を担う世代への意識調査等を実施し、潜在的な課題等について研究・分析を行います。
----------	---

(4) 推進項目4 ライフステージに応じた福祉の心を育む機会づくり

- ① 幼児・学生・成人・高齢者と幅広い世代が福祉への関心を高め、ボランティア体験や世代間交流等の事業、学校での福祉教育へのプログラムや助成等を通じて、福祉について触れ考える機会・環境をつくります。

行動 目標	地域、職場、学校等において、異なる分野の協力によって生まれるメリット等を明示して既存のプログラムを強化します。
----------	---

基本目標2【ともにつながり支えあう仕組みづくり】

安心してその人らしく生活するための包括的な支援体制をつくろう

安心してその人らしく生活するための包括的な支援を提供する組織をつなぐネットワークや支援体制づくりや、地域住民等による福祉活動・ボランティア活動等を推進し、共につながり支えあう仕組みづくりを行います。



(1) 推進項目1 市社協の専門

性を強化するためのネットワークの構築

- ① 市社協職員が有する専門的知見を地域づくりに繋げ、活動効果を上げることがめざします。

行動目標	職員が地域に足を運び、地域で役割を担っている様々な方々からの取材等を通して、地域の強みを専門的な視点で価値づけして支援・普及に努めます。
------	--

- ② 民生委員児童委員や地域福祉推進員の活動を支えるために、弁護士や司法書士、社会福祉士、事業主体である行政等とつながって得た情報を活用します。

行動目標	地域福祉のシンクタンクとして機能するために、市社協の諸事業に協力いただいている各分野の専門職や行政等から得た情報等を提供します。
------	--

(2) 推進項目2 地域生活課題等に関する支援の充実

- ① 家族、親族や友人、地域住民、NPO 法人やボランティア等による非公式な支援「インフォーマルサポート」を実現するために、知識とスキル等について関係者等対象の研修を実施します。

行動目標	サポートの知識や技能を高める学習プログラムを開発するとともに、資格取得等の情報を提供して人材の確保に繋がります。
------	--

- ② 高齢者の社会参加の促進と、介護予防や生活支援の担い手づくり等の生活支援サービスの創出を推進します。

行動目標	生活支援の担い手となり得る企業・団体・個人との連携し、健康診断の受診やフレイル予防の支援を早い段階で実施します。
------	--

(3) 推進項目3 地域の困りごとをみんなで解決する町内会・隣組による支えあい活動の支援

- ① 地区の支援体制の状況を把握し、必要な支援策と一緒に考えるとともに、市社協職員のもつリソースを積極的に提供します。

行動 目標	隣組のような小さな単位でも実施できる見守りや、移動支援等に関する活動を推進するための情報を発信します。
----------	---

- ② 地域福祉推進員の活動を推進するために、町会長・民生委員児童委員との三者懇談会の充実と活動の在り方について再考します。

行動 目標	町内会における見守り活動と情報共有を円滑にするために、具体的な視点を示したチェックリストを作成します。
----------	---

(4) 推進項目4 地域住民等による福祉活動・ボランティア活動等の推進

- ① 地域のボランティア活動の「場」を積極的に開拓して、多様な受け入れ先を確保・整備に努めながら、団体をつなぐネットワークづくりに取り組みます。

行動 目標	既存事業の「ボランティア体験」後のフォローアップ体制として、ニーズに応じたボランティア活動の受け入れ先を拡大します。
----------	--

- ② 住民一人ひとりの福祉意識の醸成を図るために、福祉活動の事例や情報を広報誌やSNSにより積極的に発信します。

行動 目標	事例紹介や情報提供を行うために、広報誌「愛さぽーと」を年3回発行するとともに、SNSでの定期的な配信を増やします。
----------	---

- ③ 被災時の支援を強化するために、災害ボランティアセンターの運営に携わる機会を設け、団体、企業との連携・協力を推進します。



行動 目標	実情に応じた支援のために、場面を切り取った想定訓練から得られる成果と課題を整理して、具体的な対応を検討します。
----------	---

基本目標3【共につながり支えあう基盤づくり】

地域福祉を推進するための基盤を強化しよう

地域福祉を推進するための土台（人づくり・支援体制づくり・財源づくり等）を強化し、基本目標1と2を実現する基盤づくりを行っていきます。



(1) 推進項目1 公的財源の確保と自主財源の開発

- ① 基本理念を実現するために、市の関係機関との協働を推進し、必要な財源を確保していきます。

行動目標	市からの受託事業等による財政的支援の他、DXの推進とAIの活用等をとおして、業務の効率化や次世代のニーズに対応する事業開発をめざします。
------	--

- ② 今後の市社協の事業を見直すとともに、介護事業利用者や住民、周辺環境等を勘案しながら、新たな事業を開発するなど、自主財源の確保について検討していきます。

行動目標	市や市社協が実施する事業・活動から得られる個人の地域生活課題に関する情報をもとに、介護予防の段階からサービスを積極的に提供します。
------	---

(2) 推進項目2 市社協のもつ使命、機能の周知と普及

- ① 自主事業等において使命や機能を念頭に計画立案し、周知と普及の視点で振り返りや評価等を行います。

行動目標	事業実施後に周知・普及の達成度を測る評価制度を設定し、次年度の事業計画に反映できるプロセスを確立します。
------	--

- ② 市社協の取組みについて、広報誌及びホームページ、SNSで周知を図ります。

行動目標	市社協の使命、役割、専門機能等が伝わるコンテンツを毎月2回以上定期的に発信します。
------	---

(3) 推進項目3 寄付文化の醸成を目的とした募金活動の促進

- ① 地域企業に対し、社会貢献（CSR）活動の一環としての募金活動への協力を積極的に求め、法人募金や職域募金などを促進し、法人単位での募金活動の充実を図ります。

行動 目標	法人募金・職域募金の協力を得られる企業数を令和7年度比で5%増とします。
----------	--------------------------------------

- ② 助成を受けた団体の活動の広報を通して、募金の使途や地域福祉向上に果たす募金の役割等を住民や企業に伝えながら、「自分たちの地域を良くする活動」として募金への理解と共感を深めます。



行動 目標	企業の地域貢献や、従業員の職域募金への動機付けに繋がるように、活動の様子を広報誌やSNS等で発信します。
----------	--

- ③ 赤い羽根共同募金と地域イベントとの連携や、企業・団体の状況に応じた参加しやすい募金方法の導入について検討し実施します。

行動 目標	県共同募金会の規定を踏まえながら、市共同募金運営委員会等において検討して導入します。
----------	--

(4) 推進項目4 住民活動を支え、新たな活動を作り出す助成の推進

- ① 地域生活課題の解決・緩和に資する新規事業を立ち上げる団体等に対する支援と、事業継続のための助成を充実させて地域福祉の発展に貢献します。

行動 目標	新規事業立上げの助成において伴走型支援を徹底し、被助成団体の活動継続率を3年後に80%以上とします。
----------	--

V 資料編

1 策定関係者

(1) 策定委員

No.	所 属	氏 名	備 考
1	(一社)山形県地域包括センター等協議会	長岡 芳美	委員長
2	寒河江市町会長連合会	千石 等一	副委員長
3	寒河江市民生委員児童委員協議会	那須 吉雄	
4	柴橋地区社会福祉協議会	柏倉 茂夫	

5	白岩地区社会福祉協議会	那須 吉春	
6	みなみおはなしかご	森 委代	
7	(公社)寒河江青年会議所	山田 涼太	
8	特別養護老人ホーム醍醐	大下 健作	
9	寒河江市福祉国保課	小野 正興	

(2) アドバイザー

No.	所 属	氏 名
1	福島学院大学	関 靖男

(3) 事務局

No.	所 属	氏 名	備 考
1	寒河江市社会福祉協議会	工藤 正年	会長
2	同	安達 正司	副会長
3	同	大竹 純	事務局長
4	同	小野田雨香	次長
5	同 市民福祉課	大岡 恵子	地域福祉係長
6	同 市民福祉課	荒木 秀一	総務企画係長
7	同 介護福祉課	高橋 陽子	課長補佐
8	同 介護福祉課	高橋 和敏	訪問支援係長
9	同 地域包括支援センター	伊藤 三佳	地域包括ケア推進係長

2 策定経過

時期	会議名等	協議事項等
令和7年 9月5日	事務局学習会 (講師：関アドバイザー)	○ 地域福祉の推進方策等
令和7年 10月23日	第1回策定委員会	○ 講話 (関アドバイザー) ○ 第4次地域福祉活動計画案(骨子)の説明
	第1次案の提案と意見・感想等の集約	
令和7年 12月12日	第2回策定委員会	○ 第2次案の提案・協議 ○ 第4次地域福祉活動計画案基本方針・基本目標の決定
	第3次案の提案と意見・感想等の集約	
令和8年 2月12日	第3回策定委員会	○ 最終案の協議 ○ 第4次地域福祉活動計画の策定

